

山形県 「子育てするなら山形県」の実現に向けて



子育て支援に資する取組の概要

山形県では、平成5年に高齢人口の割合が年少人口を上回るとともに人口減少が顕著になっている。こうした状況の中、平成22年に「山形県子育て基本条例」を制定し、同年、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、山形県子育て基本条例等に基づく計画として、「やまがた子育て応援プラン」を定め、子育て支援、少子化対策施策を積極的に展開している。



主な取組事例

三世代家族写真コンテスト

山形県では、特色である三世代同居や、親子両世帯が近くに住む近居をはじめとした、世代間での支え合いによる子育てを応援しています。

三世代家族写真コンテストを開催しPRを行うことで、同居や近居のことを考える「きっかけ」づくりに取り組んでいます。



子育て支援型に資する住宅取得に対する財政支援の概要

● 山形の家づくり利子補給制度

県産材利用等の一定の要件に適合する新築住宅を建設する場合に利用する住宅ローンの利子の一部を県が負担する。

	融資上限額	利子補給の内容
近居型等	2,500万円以内	借入金残高に対して0.5%(10年間)
三世代同居型	3,000万円以内	

平成29年度募集戸数：320戸※(うち三世代同居型は50戸)
※子育て支援型の対象でない県産木材使用型、省エネ機器設置型等の分を含む。



山形県の基本データ

人口	約113.0万人
出生数	7,875人
世帯	約41.0万世帯

(出典)総務省「住民基本台帳」に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成28年1月1日現在)

関連するピックス等

- 山形県の三世代同居率は17.8%(2015年国勢調査)と全国1位となっている。今般、県と第一生命保険及び第一生命経済研究所が連携して行った「三世代同居・近居に関するアンケート調査」の結果、「同居・近居のメリットを感じる」という回答が多いことから、地域でのつながりが強い山形らしい生活にメリットを感じ、家族や地域で支え合う暮らしを選択している県民が多いということが分かった。
- 県では、居住可能な中古住宅の流通を促し、若い世代の持家取得や空家抑制につなげるため、平成29年度から、山形の家づくり利子補給制度の対象に中古住宅購入を追加した。

住宅金融支援機構の支援メニュー

- 【フラット35】子育て支援型(同居・近居)



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency